

平成 20 年度
「犯罪被害者週間」国民のつどい
中央大会

政府からの報告
(警察庁)
資料

警察庁長官官房給与厚生課
犯罪被害者支援室長
高木 勇人

平成 20 年 12 月 1 日 於：砂防会館

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部改正の経緯

平成17年4月

犯罪被害者等基本法

第3条(基本理念)、第13条(給付金の支給に係る制度の充実等)、
第20条(国民の理解の増進)、第22条(民間の団体に対する援助)等

平成17年12月

犯罪被害者等基本計画

3つの検討会

- ◆ 経済的支援に関する検討会
- ◆ 支援のための連携に関する検討会
- ◆ 民間団体への援助に関する検討会

犯罪被害者等基本計画に基づく
3つの検討会の
「最終取りまとめ」等を踏まえ、
所要の改正を行う。

平成18年4月～

最終取りまとめ

「犯罪被害者等基本計画」の結論とし、これに従った施策の実施を政府をあげて
強力かつ効果的に推進する。(犯罪被害者等施策推進会議決定)

平成20年4月18日

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布

平成20年7月1日

同法施行(犯罪被害者支援法)

平成20年制度改正の概要(1／2)

犯罪被害給付制度の拡充

(いずれも一時金)

重傷病となった被害者本人 ※

障害が残った被害者本人

死亡した被害者の遺族

改正前

重傷病給付金

医療費の自己負担相当額
を1年を限度として支給

障害給付金

障害等級1～14級に支給

支給額
(最高額～最低額)
1,849.2～18万円

遺族給付金

支給額
(最高額～最低額)
1,573～320万円

+
被害者が死亡前に療養を要した場合、
医療費の被害者負担相当額も併給

※赤字部分は今回の拡充事項

(いずれも一時金)

重傷病給付金

上限額：120万円

医療費の自己負担相当額と休業
損害を考慮した額の合算額を1年
を限度として支給(法律及び政令
事項)

障害給付金

障害等級1～14級に支給

支給額
(最高額～最低額)
3,974.4～18万円

特に深刻な状況に置かれた重度後遺
障害者(障害等級1～3級)につき、最
高額を自賠責並の金額とし、最低額も
引上げ(政令事項)

遺族給付金

支給額
(最高額～最低額)
2,964.5～320万円

特に深刻な状況に置かれた生計維持
関係にある遺族につき、最高額を自賠
責並の金額とし、最低額も引上げ(政
令事項)

+

被害者が死亡前に療養を要した場合、
医療費の被害者負担相当額と休業
損害を考慮した額の合算額も併給

改正後

※ 加療1カ月以上かつ入院3日以上(精神疾患は3日以上労務に服することができない症状)を要する傷病

平成20年制度改正の概要(2／2)

民間団体の活動の促進

- 民間団体全体の全国的な事業水準の向上と均質性の確保
 - 民間団体やその全国的な傘団体への援助
- ・ 都道府県公安委員会による民間被害者支援団体の自主的な活動を促進するための助言、指導等(その適切かつ有効な実施のために国家公安委員会が指針を定め。)
 - ・ 国家公安委員会による全国被害者支援ネットワークに対する助言、指導等

広報啓発活動の推進

- 広報啓発と地域の被害者支援の気運の醸成が必要
- ・ 国家公安委員会、都道府県公安委員会及び警察本部長等による犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動

法律の題名及び目的規定の改正

- 法改正による支援内容の拡充を反映した題名
 - 犯罪被害者等基本法の基本理念に立脚
- ・ 題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正
 - ・ 目的に、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること」を追加

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(概要)

経緯

破産管財人

19年10月

与党法案検討

与党案合意

20年4月

与党・民主党
協議

法律公布

民主党案国会提出

20年2月

20年6月18日

法律の概要

◆趣旨

- ◆地下鉄サリン事件等の無差別大量の殺傷行為が悪質重大なテロリズムであり、これにより不特定多数の者が被った惨禍が未曾有のことであること
- ◆教団に立ち向かった者やその家族が、教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犠牲となっていること
- ◆国において被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにする

◆対象者

地下鉄サリン事件、松本サリン事件等 全8事件

◆申請期間

申請は、法の施行の日から2年を経過したときは、することができない。

◆給付金

見舞金的性格の給付金を国から支給。
その額は被害類型に応じた定額

◆求償

国は、給付金の支給額の限度において、給付金の支給を受けた者が有する対象事件に係る損害賠償請求権を取得

◆支給裁定

被害者等の住所地を管轄する都道府県公安委員会が、
申請に基づき裁定

◆検討

国は、テロリズムによる被害者の救済の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

◆施行日

公布の日から6月を経過した日(平成20年12月18日)から施行。ただし、国家公安委員会による資料提出の求めの規定等は公布の日から施行

犯罪被害者等の支援に関する指針の概要

第1 趣旨

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第22条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により警察本部長等が行う犯罪被害者等に対する援助及び同条第3項の規定により都道府県公安委員会が行う犯罪被害者等の支援を目的とする民間の団体の自主的な活動を促進するための措置に関するもの

第2 犯罪被害者等の支援に関する基本的事項

本指針は、警察本部長等による犯罪被害者等に対する援助に加え、犯罪被害者等の支援において重要な役割を果たす民間団体の自主的な活動の促進を図る措置についても、その適切かつ有効な実施を図ることとしたものであるから、警察及び民間団体に共通して、犯罪被害者等の支援を実施する際に留意すべき基本的事項を次のとおり定めた。

1 犯罪被害者等の個人の尊厳への配慮

〔犯罪被害者等の支援は社会の例外的存在に対する恩恵的措置として行われるものではなく、社会の一員としてその尊厳にふさわしい支援が行われるよう配慮すべきであること。〕

2 犯罪被害者等の置かれた状況に対する理解

〔犯罪被害者等の置かれた状況は、個々の犯罪被害者等ごとに、また、時間の経過とともに変化することから、支援に当たっては、個々具体的な事情を正確に把握すべきであること。〕

3 犯罪被害者等のニーズに即した支援の実施

〔犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が何を望んでいるか、何が必要かを常に念頭において実施されるべきであること。〕

4 犯罪被害等の早期軽減

〔犯罪被害者等の支援は、犯罪被害の発生直後から継続的に行われるべきであること。〕

5 支援に携わる者からの積極的な働き掛け

〔自ら支援を要請することが困難な犯罪被害者等に対しても、必要な支援が行われるよう、支援に携わる者の側から積極的な働き掛けが行われるべきであること。〕

6 犯罪被害者等に対する情報提供及び適切な説明

〔犯罪被害者等が陥りがちな心身の状況や各種の支援制度に関する必要な情報が、適切な時期に提供されるべきであること。〕

7 二次的被害の防止

〔犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等の人権やその心身の状況に配慮すること、専門的知識を有する者が支援に当たること、施設の整備を行うこと等により、二次的被害の防止が図られるべきであること。〕

8 プライバシーへの配慮

〔周囲の人々の言動、取材や報道により二次的被害を受けることがないよう、犯罪被害者等のプライバシーに配慮すべきであること。〕

9 犯罪被害者等の安全確保

〔犯罪被害者等が更なる被害を受けることを防止するとともに、再被害への不安を解消するよう配慮すべきであること。〕

10 支援に携わる者への心理的影響に対する配慮

〔支援に携わる者は強いストレスを受ける場合があることから、指導に当たる者が、そのメンタルヘルスに注意を払うべきであること。〕

11 途切れることのない支援

〔長期間を要する犯罪被害者等の支援においては、制度や担当機関が替わっても連続性をもって支援が行われるべきであること。〕

12 民間犯罪被害者等支援団体と警察との有機的な連携

〔途切れることのない支援を実現するためには、異なる機関・団体間で相互の役割分担についての理解が図られ、適切な連携が行われるべきであること。特に、警察と民間団体との間で継ぎ目のない連携が図られることが重要であること。〕

第3 警察本部長等による援助に関する事項

警察本部長等による犯罪被害者等に対する援助を実施する際の基本の方針について定める「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」（平成14年国家公安委員会告示）を改め、新たに『民間犯罪被害者等支援団体との連携・協力』や『犯罪被害者等に対する情報提供及び相談体制の充実』等の項目を追加した。

第4 民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動の促進に関する事項

民間団体による支援は、公的機関のみでは行うことのできないきめ細かな対応が行え、個々の犯罪被害者等が抱える事情に即したより柔軟かつ迅速的な支援や継続的な支援が可能であるなど、大きな意義を有している。

指針は、民間団体の活動の促進を図る措置の具体的な内容と、これを実施する際の留意事項を次のように定めた。

1 民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動を促進するための措置を実施する際の留意事項

(1) 民間犯罪被害者等支援団体の自主性の尊重

〔民間団体は、独立した組織として、その自主性が尊重される必要があること。〕

(2) 関係機関・団体との連携

〔犯罪被害者等の多様なニーズを単独の組織で満たすことは困難であるから、関係機関・団体の連携を一層充実・強化する必要があること。〕

(3) 保秘の徹底

〔犯罪被害者等の二次的被害を防止するため、全ての民間団体について、被害者のプライバシーに配慮し、保秘の徹底を図る必要があること。〕

2 民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動を促進するための措置の具体的内容

(1) 犯罪被害者等の支援に携わる者の知識向上に係る措置

各団体において、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための知識・技能を持った人材が育成されるよう、次のような措置を実施すること。

ア 犯罪被害等の実態に関する情報の提供

被害相談や捜査等を通じて警察が有する犯罪被害等についての実態に関する情報を提供すること。

- 〔例〕
・被害類型に応じた、犯罪被害者等に起こりがちな心身への影響
・休職や医療費負担等による経済的困難
・犯罪被害者等とその周囲との人間関係の変化 等

イ 犯罪被害者等の支援に役立つ事例等に関する情報の提供

警察において蓄積している支援事例等に関する情報を提供すること。

- 〔例〕
・警察から関係機関・団体への適切な支援の橋渡しがなされ、犯罪被害者等の心身の被害の回復が図られた事例
・今後民間団体が各種の機関・団体と連携して支援を実施していく上で役立つと思われる事例
・今後の支援において教訓とすべき事例 等

ウ 犯罪被害者等の支援における二次的被害を防止するための留意事項に関する情報の提供

〔二次的被害を防止するため、支援に当たって留意すべき事項に関する情報を提供すること。〕

- 〔例〕 支援に携わる者の言動により二次的被害が生じた具体例 等

エ 犯罪被害者等の支援に携わる者の研修カリキュラムに関する助言

民間団体における研修の一定程度の均質化を図るため、研修カリキュラムに關し必要な助言を行うこと。その際、内閣府が中心となり作成する研修カリキュラムのモデル案等を参考とすること。

オ 犯罪被害者等の支援に携わる者の研修に対する講師の派遣

〔民間団体が行う研修に警察職員を講師として派遣するなど、必要な協力を行うこと。〕

(2) 関係機関・団体の連携の充実・強化に係る措置

途切ることのない支援を実現するためには、関係機関・団体間における連携体制の構築とともに、適切な連携が図られるよう支援に携わる者の育成を図る必要があることから、関係機関・団体の連携の充実・強化が図られるよう、次のような措置を実施すること。

ア 他の行政機関等における支援内容に関する情報の提供

どこでどのような支援を受けることができるのかといった情報が犯罪被害者等に対し適切に提供されるよう、他の行政機関等における支援内容に関する情報を提供すること。

【例】各種行政機関や団体から提供される支援サービスの内容（精神的・身体的ケア、法的手続の支援、経済的支援、安全確保のための支援等）及びその申請手続 等

イ コーディネーターの育成

関係機関・団体への橋渡し等を行うコーディネーターの育成を研修等を通じて支援すること。

*コーディネーター：犯罪被害者等に関し高度かつ広範な知識を有し、犯罪被害者等や関係機関・団体との対応に精通するなど、実践に裏打ちされた高い能力を有する者であり、民間団体への配置に向けた基盤整備が望まれている

ウ 犯罪被害者等早期援助団体等への情報の提供

当該犯罪被害者等の同意に基づき、犯罪被害の概要及び犯罪被害者等に関する情報を提供する制度等を積極的に活用すること。また、犯罪被害者等に対し、民間団体の援助の概要や連絡先等の情報を提供すること。

(3) 人的・物的基盤の充実に係る措置

民間団体のほとんどが、財政面の脆弱さや人材育成の不十分さ、他の機関・団体等との連携不足、活動の地域的な格差などの問題を抱えていることから、その活動の基盤作りのため、次のような措置を実施すること。

ア 財政的援助

民間団体の財政的基盤を確立するため、適切な財政的援助を可能な限り行うこと。【例】・地方公共団体からの補助金 等

イ 施設及び物品の貸与

民間団体の活動に必要な施設や物品の借上げへの協力が促進されるよう、地方公共団体等に対して働き掛けを行うこと。

【例】・事務所等として使用するための地方公共団体の施設の提供
・被害者支援用車両の活用 等

ウ 設立支援

これから民間団体を設立する場合、団体の設立後間もない場合、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けることを目指す場合の各段階に応じて、必要な手続に関する情報提供や基盤整備への協力をすること。

(4) 民間犯罪被害者等支援団体による広報啓発活動の促進に関する措置

広く犯罪被害者等の支援への理解や協力を求めるため、広報啓発の機会を提供するなど、民間団体による広報啓発活動の促進に協力すること。

【例】・民間団体作成のポスター等の掲示
・民間団体による広報啓発行事の後援 等